

○別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務 組合公平委員会議事規則

(昭和53年5月17日
別府市、別杵速見地域広域市町村
圏事務組合公平委員会規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第11条第4項の規定に基づき、別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会(以下「公平委員会」という。)の議事に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(会議)

第2条 公平委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があつたとき、委員長が招集する。

2 会議を開催する場合においては、委員長は、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所をあらかじめ通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は、出席委員の過半数の同意によつて公開することができる。

(議事日程)

第4条 議事日程は、事務職員が委員長の命を受けて作成する。

(議事録)

第5条 法第11条第3項の議事録は、事務職員が作成する。

2 前項の議事録は、公平委員会の承認を経て確定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。